

スツールと床座像に現われた玉座の性格

—— 古代メソポタミアの印章圖像にみる初期の玉座について ——

服 部 等 作

はじめに

玉座は、特別な人物の指定席であると同時に象徴性を有するものとされている。実際、玉座の一般的な定義を辞書から引用すると、天皇の御座所⁽¹⁾の意味が含まれ、また英語の Throne も法王の座といつた特定階級以上の人物、すなわち玉座の意味をもつ。このことからいわゆる一般的な椅子と比較し王や皇帝といった特別で特定階級に属する人物、ならびに宗教的な象徴（あるいは尊格）としてみなされてきた理由がここにある。

一方で玉座に関する研究は、ほとんど未開拓の状態である。その理由は、研究の関心がいわゆる椅子が中心であり、なかでも近世から現代にわたる西欧世界の椅子に偏っている。そのため玉座の起源とその発展過程について未研究の状態であり、さらに床座と椅座におおきく分類される座の文化⁽³⁾のなかで、特別な席としての性格形成

と完成をみた時期に至っては、未だに解明されていないことによる。

筆者は、以上の背景をもとにして有形―無形の様々な側面をもつ玉座のデザインに関する研究をすすめる必要性に至った。

1 本研究の目的

本研究の目的は、玉座のデザインがどのように発展してきたかの過程の研究にある。

玉座は、特別な人物のための指定席という性格から、その製作にあたって最高のデザインを適用し材料と製作技術を結集する。その結果デザインの粋が総動員され、さらにその玉座には王朝、権力、あるいは信仰に関係する集団の中心となる人物とその周囲の環境空間に配置され、まさに文化、芸術、技術の粋を集めたものとして位置づけられる。

このことから、玉座自体がもつ情報は、時代や王朝の文化を反映し具体性を有するものである。

しかし一方で、その起源を解明するには実物の資料となる玉座が次項で述べる理由により現存せず極めて資料が少ない現状である。

そのため本研究では、古代において公文書の記録所を意味するアーカイブ、すなわち有効な資料またはその役目になりかわる資料として円筒印章⁽⁴⁾とその表面に彫り込まれた図像の表現内容を用いた。

印章は、古代西アジア世界でおおよそ4千年の長期間にわたり使用され、印章の図像に表現された座姿勢、座具としての敷物、スツール⁽⁶⁾ならびに初期の玉座へと発展するデザインの歴史的に豊富な情報を有していることにある。そのため図像の検討をすすめ、同時に玉座の一性格として象徴性の獲得過程が解明可能と考える理由がある。

2・1 資料の現状

本研究に有効な現存する玉座の直接的資料が極めて少ない事実がある。その主な理由は、以下の3項目があると考えられる。

まず、第一に玉座は、限定品である点があげられる。すなわち玉座の製作には、物資(入手困難な材料と工具)、製作者(技術者、捕虜などの苦役)の確保と加工の工程、さらに材料採取から経済交易

の安定的確保といった社会的、経済的基盤が不可欠であり、それは古代にあって特定階級以上の地位を有する人々のみ椅子、家具類を特別製作とその所有が許されるということでもある。この点について後述する印章を所有する当事者が政治経済を担った人物が多いことからわかる。

第二の点に玉座は、変形や変質する点があげられる。玉座の主構造材として使用される木材、さらに青銅が出現して以降、西アジアでは新アッシリア帝国の椅子に部品として金属が度々用いられたが長期にわたり王朝の宝物庫での保管にあっても(または特別な階級の人物が死後埋蔵される場合も)経年変化から変形や腐食から原形が損なわれることが不可避であった。

最後の第三点として玉座は、有・無形の価値から標的となる点である。

上記1項から完成した玉座が王位篡奪者や敵対国にとっては象徴的な戦勝価値を有しているため掠奪対象となっていた。それは戦争、政争などの際に権力の無形の象徴として宮殿や王朝、王権の中心的な座とみなし攻撃をうけ、さらに金銀・宝石・象牙といった特別な製作材料を用いた有形の価値があるものとして掠奪され、墳墓に奥深く埋葬される場合も盗掘にさらされる事は、避けられなかった。

以上の三点から、実物の玉座および考古資料として残存するのは、中世以降の玉座とされるものを除き前述2項についてエジプトの王



図1 円筒印章の印影・壺に手をかざす女性床座像⁽⁴⁾
 (大英博物館蔵 WA-103011)

墓など盗掘や掠奪を免れたもの、さらに3項では乾燥地帯、凍土地帯や地底奥深く保存状態が良かったもののみ限定される。加えて古代にあつて一般生活者の家具類はほとんど無いのが現状である。従つて古代において玉座の発展過程に溯る資料は、限定され、デザイン研究に資するためには該当する時代の絵や壁画、彫刻、工芸品の圖像をアーカイブの資料として援用するしかない。

以上の事から当時の社会背景をもとに豊富な圖像と表現内容を有する印章は、小さな表現面積であるもののほぼ側面、斜め前方から描写した的確な生活光景、建築物、神話、模様(動植物、幾何模様)などモチーフを彫り、粘土に押し当て転写することにより細部にわたる一連の転写印影が逆向きの表現像として、当時の状況を伝える貴重なイメージとして見ることができると見られる。〔図1〕

2・2 研究に用いた印章と圖像資料

表1に床座の表現を伴った印章資料の内容をまとめた。印章は、古代メソポタミア文明の第1期にあたる前4千年紀のウルク(Uruk・紀元前3500年〜3000年以前

頃)、およびジウムアド・ナスル(Jendel-Nar・前3100〜2900年頃)から出土した印章を、質量とも豊富な世界有数の印章資料を有する大英博物館収蔵品からとりあげた。〔表1〕

印章は、現代社会の印鑑が有する役割に相当するものでメソポタミア文明をになったシユメール人が個人の承認用や商業で使用した。とりわけ紀元前3100年頃に神殿と城壁をもつ初期都市国家の出現、運河の開鑿による農耕経済の発展に伴つて印章が多用され、シユメール文明以後も継続使用された。

シユメールの二つの都市遺構で発掘された印章の様式的な特徴として、ウルクの円筒印章の様式の大多数が軟かく彫りやすい石灰岩に彫刻されているが、ごく少数の印章頂点が一体の石か金属の蠟型鑄造による動物像をもつ。

一方ジエムデット・ナスルの様式は、ウルク様式と年代的に重複する。その一般的特徴として円筒部の側面が凹面形状に加工され、ずんぐりと小型で、その圖像の彫刻には、錐を多用している。また、印章を吊り下げするためI字形かV字形穿孔による貫通孔の加工からわかる。

3 印章に現れる座姿勢と初期の玉座の性格

当時の生活光景のなかで立像や座姿勢をもつ人物の表現は、敷物、

表1 床座と数物・スツールの画像表現例
カルク、ジェムズド・ナスル様式(紀元前3100年~2900年)の印章から(引用資料4, 12の応用)

図版番号	図 像 名・寸 法 (高さ×径mm)	座像の座具構成(品名)・所蔵元 no.
MPボタミアI期(カルク)		
SG 1	土器製作風景の床座像 カルク?・水晶・20.5×19	土器製作の正座の女性床座像
SG 2	壺に手をかざす女性床座像 MPボタミア・暗緑岩・21.5×22	正座の女性床座像
SG 3	捕虜の処刑 カルク-W22660・印影・4.5×5.2	床座捕虜と5人の処刑兵士
SG 4	船頭、司祭、男子床座像 カルク・ラビエラズリ・4.3×3.5	船上で正座男性床座像
4	壺に3人の弁髪女性 MPボタミア・黒大理石・21×20	床に正座
SG 5	唐待捕虜の座列と禿鷹 カルク・イラク・印影・3.2×2.8	跪座、後ろ手に縛られた捕虜
3	床座の弁髪女性 MPボタミア・紅大理石・1.7×2.1	床に正座する弁髪女性
S2	女性床座像とウト神 MPボタミア・緑泥石(方解石)・22×2.1	床座女性(スツール)
	対面の祭祀王立像 カルク・石膏・46.5×37.5	立像(祭祀王と人物)
MPボタミアI期(ジェムズド・ナスル)		
M2	弁髪女性座像 MPボタミア・Calcite Marble・18×23	床座像(数物上)
S6(M3)	弁髪女性座像 MPボタミア・石製・寸法不明	床座像(数物上)
S1	女性床座像とウト神 MPボタミア・赤石灰岩・2.5×3.3	床座女性(スツール上)
S3	女性床座像とウト神 MPボタミア・赤石灰岩・2.5.4	床座女性(スツール)
S5	女性座像と神殿 MPボタミア・灰色石灰岩・1.7×1.5	床座女性(スツール)
S6(M3)	弁髪女性床座像 MPボタミア・Calcite Marble・20×20	床座女性(スツール)
S7	人物床座像 MPボタミア・Rock Crystal・1.9×1.6	床座(スツール)
S8	壺づくりの人物床座像 MPボタミア・緑泥石・1.6×1.8	床座(スツール)
S9	弁髪女性床座像 MPボタミア・緑泥石(方解石)・1.8×1.8	床座女性(スツール?)
S10	弁髪女性床座像 MPボタミア・赤大理石・2.1×2.1	床座(スツール)
S12	女性床座像 MPボタミア・石製・寸法不明	床座女性(スツール)
S13	女性床座像 MPボタミア・石製・寸法不明	床座女性(スツール)
S14	女性床座像 MPボタミア・石製・寸法不明	床座女性(スツール)
S15	女性床座像 MPボタミア・石製・寸法不明	床座女性(スツール)
S17	弁髪女性床座像 MPボタミア・船大理石・1.9×2.1	女性床座(スツール)
S18	弁髪女性床座像 MPボタミア・Calcite Marble・1.9×2.0	女性床座(長いスツール)
S19	女性座像 MPボタミア・大理石?・1.6×2.0	女性床座(長く反るスツール)
H4	神龕と巫女座像 MPボタミア・石製・寸法不明	片立て膝床座女性(スツール)
MPボタミアI~II期頃		
C1	筒座像と従者 MPボタミア・緑石・26×17	筒座、従者は立像

所蔵元略称: BM=British Museum, VA=Victoria & Albert Museum, LV=ルーヴル美術館, BA=ベリリン美術館, IM=Iraq museum, AOMO=岡山市立オリエント美術館
Chlorite: 緑泥石, Calcite: 方解石, limestone: 石灰岩

スツール、建築物、付帯品の類が付随して表現され、生産活動、牧畜農耕、狩猟活動、物、生と死や神話のテーマに沿って表現される。座姿勢は、地面（時には床面）の上に平座と呼ぶ床座姿勢（姿勢分類上の正座や割座も含める）、ならびに片方を立て膝にし、直接膝や尻をつけすわる姿勢⁽⁸⁾が登場している。

表現される床座の姿勢は、(1)地面に床座・すなわち人物が地面（床面）に直接座る床座像、(2)敷物に床座、ならびに(3)スツールに床座、以上三つの座姿勢に分類できる。また座像と共に表1に現れる敷物、ならびにスツールに関する性格の考察をすすめる。〔図2〕

3・1 姿勢—敷物・スツール

(1) 地に直接床座する像

表1に示すウルク出土の円筒印章の内容から、人物床座像の表現があらわれる場面は、宗教、戦争、生産風景にまたがる。なかでも特徴的なのは、牧畜光景で土器に手をそえた女性正座床座像である⁽⁹⁾。ジムデド・ナスル出土の印章に特徴的な表現は、弁髪状に髪を結び、片立て膝の女性が床座する座像表現を中心に生産活動を表現する点でウルク様式の図像内容と異なっている⁽¹⁰⁾。

図2に床に直接正座する床座姿勢⁽¹¹⁾、および図3に敷物上の片立て

膝床座姿勢の表現例を示した⁽¹²⁾。

正座（割座）像には、両手を顔の前にさしだして土器を製作する風景⁽¹³⁾、跪座姿勢でパン作りをする像⁽¹³⁾、ならびに紡績作業の女性座像⁽¹⁴⁾がある。

各上半身を真っ直ぐにし、弁髪の女性座像の大部分の表現は、いわゆる正座、あるいは片方を立て膝で生産場面を担い床座する姿勢で、座具となる敷物やスツールがなく地面に直接床座した座像が多い点⁽¹⁵⁾が特徴である。〔図2、図3〕

(2) 敷物と床座

図3に地面に正座（割座）する座像とスツールの上で片立て膝床座の二つの床座像の組み合わせる表現例を示す⁽¹⁵⁾。

印章に薄い板状、あるいは一本の線で表現されたものは、敷物、マット、あるいは絨毯を表現していると思われる。敷物の表現に、正座、片立て膝の床座床像



図2 地につく床座像：土器を製作する風景⁽⁴⁾
 (大英博物館蔵 WA-103011)



図3 地につく床座と地から離れる床座像⁽²⁵⁾
 (大英博物館蔵 WA-89413)



4・1 大英博物館蔵 WA-89516



4・2 ルーブル美術館蔵

図4 地から離れる床座像
スツール上の弁髪巫女床座像とウト神⁽¹⁶⁾



図5 スツール上の弁髪巫女と祭祀風景⁽¹⁷⁾
(大英博物館蔵 WA-123280)



図6 スツール上の弁髪巫女と祭祀風景⁽¹⁹⁾

にスツールと敷物を同時に伴った表現する場面が多くある。⁽¹⁵⁾
その床座像の表現は、座面に高低差をとることも多いことから「地(面)につく座」、および「地(面)から離れる座」として2分類するが、この点については4章で考察をすすめたい。〔図3〕

(3) スツールと床座

図4〜6にスツールのうえで床座姿勢をとる人物表現の例を示す。この場合、スツールとは構造的な骨組み、いわゆる四脚の形状からなる構造を持ち、背もたれやひじ掛けは付属しない。また座面は、現代の椅子の座面の高さとは比べ、20数cm程度の低めの高さで想定さ

れる。

ここでは地面に直に床座する人物とスツール上の座像の組み合わせは、ある性格を有することを示していることがわかる。

図4のスツール上の座像例は、織物の神ウトを表すとみられる蜘蛛と蜘蛛の間に弁髪の長髪をもち床座する巫女を表現し、その床座像の下には低い台座状のスツールを認めることができる。⁽¹⁶⁾〔図4〕

図5、図6にスツールのうえで片膝立ての床座姿勢をとる女性座像の二例を示す。いずれも古代のメソポタミアにあつて葦などの材料を用いた特有の神殿風の建物の前で盃を持つ人物の光景は、何らかの祭祀と関わる特定階級の性格を表すと考えられる。

図5では、鐘をつけた旗、鐘の間にメソポタミア伝統の形を持つ神殿のあるところでベンチかマット上で弁髪の女性が穀物か盃を持ち祈禱する姿の座像が注目できる。⁽¹⁷⁾この場合の人物も巫女とみなせる。

もう一つの図6に示す座像は、神殿風の大きな建物の前に片方を立て膝で座る長髪をディアテム(鉢巻)状のもので結わえた姿の女

性が見られる。その女性は、前に盃をもった従者風の人物がなにかを酌みかわしている姿をとる。⁽¹⁸⁾

その従者風人物の背後には長髪の女性が手になんらかの道具をもち片方を立て膝で床座する姿で、床には酒、あるいは聖水を入れたと見られる容器、何らかの祭器（火鉢、穀類を入れた鉢ポット、または樂器）を初期の形として表現するものが並べられている。⁽¹⁹⁾〔図

5・図6〕

4 考察

以上述べた床座の圖像の考察をすすめるにあたって、この時代に円筒印章が多数製作された背景、および印章のなかに生産に従事する女性の片立て膝や正座の床座像が好んで表現された背景を考える必要がある。

円筒印章の発展を担った南メソポタミアのシュメール人の文明は、飛躍的な農業経済が發展した時代でもある。経済を支えていた円筒印章の所有者が自らの領地で労働に従事する人々、奴隷を所有していた。その日常光景を円筒印章の表現で積極的に採用し、個人所有の証としてのみならずかわる領地や特徴などブランドとして利用したと考えられる。

4・1 座の圖像的考察

女性座像のなかには前述したような特別な性格を持った人物のための座とみなせる性格がある。なかでも片立て膝の床座姿勢と敷物を利用する床座像は、座面に高低差をとまなうことから「地につく座」として扱うことができる。

つぎにスツール上の床座像と神殿風の建物、祭祀の光景の組み合わせ例の場合がある。それぞれ人物の座と床面との位置関係から地面に直に接しない、あるいは高い位置にあり、さらに敷物、およびスツールを伴い座の扱いが丁重であることから、あたかも座が「地を離れる座」像として表現されている。この理由からまず考えてみたい。

(1) 床座と敷物の関係

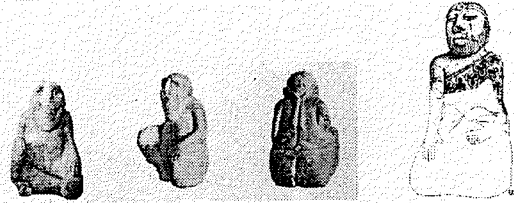
小型の円筒印章の圖像表現にあつて、その表現が対象物を正確に、あるいは簡略化しながらも対象物を的確に反映したものが当時の圖像表現をから考えてみたい。

図7・1に象牙製護符の座像表現から、円筒印章と圖像の比較をすすめる。

この護符は、ジェムアド・ナスル、ウルク両様式の印章と同時期、隣接する地域のスーサ出土であり、印章の表現と共通する点は、より大きく具体的に女性の片立て膝の床座座像とその後方に髪を束ね



7・1 象牙製護符・メソポタミア文明
(大英博物館蔵 WA-120963)



7・2 モヘンジョ・ダール神殿跡出土座像・インダス文明

図7 片立て膝の床座座像

るいわゆる弁髪風の表現である。⁽²⁰⁾

図7・2に一方でメソポタミアとはるか離れた当時の交易圏⁽²¹⁾にあるインダス文明の都市モヘンジョ・ダールで栄えた神殿址からの出土品にも共通する図像がある。

モヘンジョ・ダール都市遺跡出土の片立て膝の床座座像⁽²¹⁾を示す。この像の特徴は、前述したジェムデド・ナスルの弁髪の巫女、その片立て膝の床座姿勢の特徴を表現した図像をもつ円筒印章の片立て膝の床座姿勢と一致する点である。⁽²²⁾

このような特徴を併せ持つこの片膝立ての床座姿勢は、今日においてもアフガニスタン、パキスタンさらに韓国といった遊牧民族国家において広く共通する伝統的な床座姿勢⁽²³⁾もある。⁽²³⁾ [図7]

つぎに床座と敷物の表現例を前掲図3と表1・M2にあげた例からみ

る。

図像の前方に手をかざす弁髪の何人もの女性が敷物に床座する像には、地面に敷物を示す一本の線が示される。一方で敷物を示す線の表現がなく地面に直に床座する像もある。このことは同じ場面に異なる人物にその敷物を取扱う際に身分差、あるいは身分意識が本像の内容から明らかに存在したと考えることができる。⁽²⁴⁾

まず敷物が一定以上の地位を持つ特定階級向けの役割を有し、またその造形を表現するためにメソポタミア南部において貴重な石を材料に使用している点からその特別な性格が容易に想起できる。しかし当時の敷物や相当する古い品は出土していないことから検討の余地が残る。

(2) 床座とスツールの関係について

座像とスツールの組み合わせた表現には、前述した敷物と同様にスツールで一定以上の身分を表現する場合がある。

図3〜6にあげた座像は、地面に直接床座せず、敷物かスツールの上の座像であると同時に、神殿の表現とその前での儀式、ウト神といった象徴的な図像を借り座する主人公の重要性を象徴的に表現していると考えられる。

図3では、三本のポールに向かって弁髪状の片立て膝女性床座座像⁽²⁵⁾と他の3人の座像からスツール上の正座像と、その後側の3人物像は立て膝で床座しその足元には水平方向に細い線で敷物の表現が

認められる。

この場合の座像の列は、同じ方向に向っているにも関わらず、巫女とされる左端の弁髪をもつ人物像だけがスツール風の構造物上で座するため、当然他の座像との間に高低差が生じている。

結果的には身分に対応する備えと他の3座像を列に組み従え見下す位置関係の表現⁽²⁵⁾となることからスツール上の座像がある特定の階級以上に属する人物の表現と考えられる。

図4にあげた別の弁髪の床座女性(巫女像)座像の例では織物のウト神とされる蜘蛛と蜘蛛の間に低いスツールを表す直線を認めることができる。

前述の図5、6では共に神殿とスツールの上で弁髪の片立て膝の床座する女性(巫女像)座像である。その情景は、あきらかに祭祀を執行する場面を示している。

以上の祭祀を扱った図像では、体裁を備えたスツールと座像の人物が祭祀と関わる様子をあらわす。

古代シュメールの記録にすでに祭祀をおこなう重要な役割をもつた支配者エンなる人物名⁽²⁶⁾が見い出せることから、人物が少なくとも特定の階級に属し、神へ向う特別な光景を表している事が理解できる。さらにその座が地につく床座の表現をかりて地上ではない天空の神々に何らかの伺い、あるいはメッセージを交換する風景を象徴する。

従って特別な人物の像がもつ特徴の一つ、高い座面により、見下す視線の獲得、ひいては神と交流するため天空に近づく指向へとつながっている。

実際にこの地上の座と天空のイメージにある神との関わりについて王権神授⁽²⁷⁾の場面表現で示される座像は、初期王朝以後に座面が高玉座の性格を持った椅子が本格的に登場するまで待たなければならぬ⁽²⁸⁾。

5 まとめ

本稿では、古代における座の性格を図像的側面から、当時においてアーカイブとなりうるウルク、及びジウムアド・ナスル期の円筒印章の図像の内容について検討をすすめた結果、以下の点が判明した。

1 「地につく座」床座姿勢

円筒印章の図像について特徴は、生産活動を多数表現する点である。なかでも片立て膝の床座、および正座する女性床座の表現である。シュメール人の文明にあつて経済を支えていた円筒印章の所有者が、みずからの領地での光景、労働に従事する女性や人々を積極的に表現したと思われる。「表1」。

2 「地につく座」の多様化

その場合、地面に直に床座する「地につく座」姿勢は、地表の諸条件を克服できる安全・快適さの向上を求め座姿勢―座具の関わりで製作技術の向上をもとに敷物、さらには座面を支持できる構造体の確保へ向ったと考えられる。

さらに人（所有も含めて）がいる生産風景とともにスツール上の座像を採用することにより、人と人との間の優位性の表現が強調される。それは地面―膝―上半身、視線の位置関係で高低・前後差を生じるため、当然ながらスツール上の主人公座像の視線が一段高くなる。その結果、地面に直にあるいは敷物上に座る人物と比較して見下す視線を獲得し、座する人物の間で対等関係がなくなり、威厳が加わる。

3 「地を離れる座」・スツール誕生

蓋然性としてスツールといった家具製作技術の向上を前提として低い座面、四脚のスツールによる「地を離れる座」が出現する。その結果、地面と座面に高低差をつけた上に座ることで敷物と決定的に異なる効果を得ることになる。すなわち(1)人物とかわる特別な環境・空間を強調表現した祭祀の特別な風景や神殿、および(2)人物や特別な階級としての巫女の登場による特別な強調的表現(図3～6)が現れることで、少なくとも床座と比較し威厳や象徴性の優位性をもつ性格が加わったと考えられる。

その表現例は、図3～6に示す座の表現例では、巫女を主人公と

して動員し、その神聖さを強調し人物が特定階級にある性格を有する点を強調している。

以上の表現から人物の配置が高低差をもって扱われている事により主人と従者の関係、さらには象徴的な神殿の前の巫女と神や神殿に対峙する座像の光景でスツールを組み合わせにより神との交流する姿を、さらに初期王朝以降の時代になって頻繁に現われる神の代執行者たる王の王権神授の主張を座の表現に託したと考えられる。²⁹⁾

以上のことから、特定の人物座像に優位性を伴った表現が現われた事でスツールの座が特定人物の為の象徴性をもった玉座の性格を獲得していたと結論できる。

6 謝辞

本研究に当っては、英国・大英博物館、およびロンドン大学をはじめ関係各位から資料調査の協力と支援をいただいた。とりわけ西アジア美術の図像資料については、大英博物館、J. Curtis 博士、Vespa S. Curtis 博士、印章については D. Colton 博士、エジプト部の J. Putnam 学芸員、コインメダル部 J. Cribb 保存副部長から御協力を授かった。さらに関係する図書文献では、ロンドン大学 SOAS (アジア・アフリカ研究センター) Y. Yasunura 司書に御協力をいただいた。以上本稿を借り厚く御礼申し上げます。

注

- (1) 新村出・広辞林、岩波書店、昭和30年参照、玉座の呼び方は様々で帝王(君主)の座席として玉座があてられる。他に教皇(枢機卿、司教)には法座、聖座、司教座、ならびに神の御座(みざ)、神座ともよぶ。大辞林、三省堂では、1) 王の座るところ、帝王の位、王位、2) 第一人者の地位とある。
- (2) Oxford dictionary 1934: 1. Chair of state for sovereign, bishop, & c. (come to mount, the 1, become sovereign) v.t. (poet. exc. in pp.) Enthroned. (GN)である。玉座に該当する英語の Throne の由来は、古代ギリシヤ(ローマ)の Thronos (Solium) に、女性用玉座が Klismos (Cathedra) にあたる。
- (3) 山折哲雄、佼成出版社、1981年参照、座姿勢は、床座と倚座の二分類とした。床座は、座面に直接肌を接してすわる平座とも呼ぶ姿勢で、倚座とは、椅子や台などのモノに身を寄せる意味とした。
- (4) Colton, D., 1987: The First Impressions, Cylinder Seals in the Ancient Near East, pp.5-207, British Museum Press 参照。印章は、紀元前4千年期半ばメソポタミア南部ヘシユメール人の移住とその経済活動の隆盛に伴い粘土球(クレイトークン)やアラといった捺印が始まって後に石製による円筒状の印章として発展する。印章(例・大英博物館蔵 WA-103011)を利用した地域が西の地中海沿岸地域から東のインダス河流域、北のアナトリア、南のエジプトにおよぶ広大な古代のメソポタミアに交易圏に分布し、その使用期間も約4000年程継続する。加えて出土地不明の印章類をも含めると膨大となる。
- (5) ここで座るための道具を総称する造語として座具を採用する。敷物には、絨毯、蓆、マットの類い、ならびに厚手の敷物を含める。
- (6) 服部 等作 120000: 玉座考一, pp. 72-87, Vol.23, 7月号, S D・スペースデザイン、鹿島出版会、参照、その歴史は、古く。本稿では、四本脚の構造で座面、背板、肘かけをもつ類いは椅子として扱っている。
- (7) 前掲(4) 初期王朝の開始時期を紀元前3100年頃あるいはそれ以上に引き上げる説もあるように従来の学説毎に時代区分が左右される。そのため本稿では前掲6, pp. 78に示された絶対年代区分を使わずに時代、様式の流れに沿い約500年毎の区分により都市国家成立以前を1期・紀元前3000年以前、都市国家成立期を2期・紀元前3000~2334年、サルゴン王のアッカド朝からウル第三王朝までを3期紀元前2334~2000年とする方法に従っている。
- (8) 服部 等作 11998: 座姿勢と座具、牀の組み合わせについての一考察、座像と椅子の関係について初期の円筒印章圖像の研究、日本デザイン学会45回大会概要集, pp. 107-108、日本デザイン学会、参照。床座の分類の場合、中国では4つに分類(坐または尻、跪、居、箕踞)する。一方で西方から伝わった座姿勢を胡座と称した。他に両脚を交差するいわゆるあぐらの姿勢がある。またインドではインダス文明の座姿勢まで遡り、仏教では、坐法として結跏趺坐(シッダササーナ)と呼称する。
- (9) 前掲(4) 生産の光景場面の図版をあげると、Pl. 622-23, 631, 742, 748を参照
- (10) (4) 参照、その特徴は、中国清代の男性髪形の様な弁髪状(bun-tailed)のいわゆる後頭部で髪結びし、さらに片立て膝の女性が床座する表現である。大英博物館蔵 WA-120963の象牙製護符は、(13)の Pl. 627と同じ出土地と同表現を併せもつ。
- (11) 前掲(4) Pl. 13, 16, 17, 19の正座像参照
- (12) Wiseman, D. J., 1962, Catalogue of the Western Asiatic Seals in the British Museum-Cylinder Seals I, Uruk-Early, a) Pl. 3e (大英博物館蔵

- WA-89355) ' b) Pl. 3d (大英博物館蔵 WA-102411) ' British Museum
- (13) 前掲(8)参照。跪座姿勢の印章図像は前掲(9) Pl. 623 参照
- (14) 紡績作業の女性座像に Louvre 美術館蔵 AO-18147 がある。
- (15) 前掲(4) Pl. 660 を参照。床座と敷物を組み合わせた場面として Iran Choga Mish 出土の座像は、敷物として厚手のクッション様が表現されている。このほかに前掲(12) Pl. 3e (大英博物館蔵 WA-89355) ' Pl. 15 (大英博物館蔵 WA-132336) を参照。
- (16) 前掲(4) Pl. 16 を参照。蜘蛛は、織物の神ウツを表象とされる。当時すでに神官が存在したことが楔形文字の記述(前掲(3)(6)参照)で知られる。特に女性座像(大英博物館蔵 WA-89516) 及び 132191) の図像が、一部欠損するが Louvre 美術館蔵の一段高スツール上に座る上級巫女の表現と同一と考えられる。
- (17) 前掲(4) Pl. 801 (大英博物館蔵 WA-123280) を参照
- (18) British Museum Quarterly-1934: VIII, p.42, pls. IX-g 参照
- (19) Goff, Beatrice Lauramia—1963, Symbols of Prehistoric Mesopotamia, Fig. 352, New Haven, Yale University Press 参照
- (20) Collon, D.-1995: Ancient Near Eastern Arts, pp. 52, Pl. 35c, The British Museum Press 参照 ' Susa 出土品と見られる。
- (21) Alexandra A. J., 1984, Stone Sculptures from Mohenjo-Daro, Report on Field Work Carried out at Mohenjo-Daro, Fig. 16-18, 40, Interim report Vol. 1, Pakistan 1982-83, by the ISMIO and Archen University, Istituto Italiano Per Il Medio ed Estremo Oriente, Roma. 図の片立膝の床座姿勢はパラバスター製(高さ 42 cm, HRI631/93/226) である。このほか祭壇王 (Priest King) 座像(高さ 17.8 cm, DK1969) がある。
- (22) Hattori, T.,-1999: Study of the Throne and Sitting Figures, Bulletin of the 4th Asian Design Conference, Sec. E05 pp.1-13, eds., held at International Symposium of Design Science at Nagaoka Institute of Design, Nagaoka
- (23) 服部等作 1999、食の風景—宴の演出と造形、所収、食の光景と床座の文化—西北インドに見られる片立て膝の床座姿勢、pp.111-128, アジア遊学、Vol. 14、勉誠出版社、参照
- (24) 前掲(4) Pl. 627 を参照。表現では敷物とスツールを明らかに意識した表現をとる。
- (25) 前掲(4) Pl. 15 を参照。大英博物館蔵 WA-132336
ボールの前に祭祀をおこなう巫女風の人物と比較して列に従う像の性格は、頭部が小さく、また弁髪様の表現を取らない点から動物の精霊をあらわすとも考えられる。
- (26) 吉川守、NHK取材班—1990・NHK大英博物館1・メンボタミア・文明の誕生、pp. 19-20、日本放送出版協会参照、紀元前3100年頃のウルク文書には、エンと呼ばれる支配者が出現している。最初の「王」の称号がシュメールで現われるのは都市国家ウルで、発掘された王墓との関連があるとされる。エンは、紀元前2500年頃には、「大きな人」、「王」を意味するエンシ、ルガルと呼ばれた君主に至る。
- (27) K. Tanabe, Joe Cribb, and Helen Wang-1993: Silk road Coins-The Hirayama collection, A loan exhibition held at the British Museum Gallery 69A, 1st April to 31st May 参照 ' 王権神授とは王として全権支配する権利を神から授けられたとする主張を示す。この観念を都市、宮殿建築物、彫刻、絵画、工芸といった様々な媒体を利用して表現した。円筒印章もそのために多くの図像が動員される。代表的なのはハムラビ法典(紀元前18世紀)があり、神は手にもつ王権の象徴品(円環と棒)をハムラビ王に渡そうとする図柄を採用している。
- (28) 表1・C1に示した初期王朝への移行時期頃とされる緑石製の円筒印章(BM-WA89349)の椅座像表現は、籐製とみられるスツールが

現れ、その後の本格的な椅子の過渡期の形を示すと考えている。

(29) 前掲(26) Pl. 33を参照、メソポタミア初期ウル第三王朝(紀元前2112~2095年)の典型的な王権神授の画像表現例がハシユハメル・Hashmerの拝謁の画像(大英博物館所蔵 WA.89126)である。縁飾りのあるロープを着た剃髪の信者ハシユハメルが女神に手をひかれて、椅子に座った月神ナンナ・シンに拝謁する光景を表す。

(はっとり・とうさく 広島市立大学・芸術学部)